

(公印省略)

障 福 第 7 0 2 号

令和2年8月21日

各障害福祉サービス事業所等 管理者 殿

大分県福祉保健部障害福祉課長

新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起について

平素から、本県の障がい者福祉行政推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、日々の感染防止対策の徹底にご尽力くださり、感謝申し上げます。

本県においても、再び感染者の確認が相次いで認められている中、この度、幼児教育・保育施設において感染が確認されました。各事業所等の皆様に対しましては、これまでも感染防止のため、職員及び利用者の健康管理に細心の注意を払っていただくこと等をお願いしているところですが、引き続きの健康管理の徹底と、貴事業所等内の職員及び利用者への注意喚起を行っていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお介護施設・事業所向けの感染拡大防止のための資料を参考までに添付しますのでご活用ください。

担 当 施設支援班 兼子

電 話 097-506-2745

FAX 097-506-1740



# 介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために

## 1 咳エチケットや手洗い等の徹底

職員、利用者のみならず、委託業者等も含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒を徹底しましょう。



## 2 出勤前の職員／送迎前の利用者の体温計測

- 利用者と接する介護職員のほか、事務職や送迎を行う職員、ボランティア等、**すべての職員は各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合には出勤しないことを徹底しましょう。**
- 利用者の送迎前には本人・家族又は職員が**本人の体温を計測し、発熱等の症状がある場合には利用をお断りしましょう。**



## 3 面会の制限

面会は緊急やむを得ない場合を除き、制限するようにしましょう。面会がある場合は、面会者にも体温を計測してもらい、発熱がある場合は面会をお断りするようにしましょう。



## 4 委託業者からの物品の受け渡しは玄関で

委託業者等からの物品の受け渡し等は、玄関等施設の限られた場所で行いましょう。施設内に立ち入る場合は、体温を計測してもらい、発熱がある場合は入館をお断りするようにしましょう。



高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える方については、**37.5℃以上の発熱が2日以上続いた場合／強いだるさや息苦しさがある場合**には、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けてください。

施設において、症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果確定まで間が空く場合は…

- 感染の疑いがある利用者を原則個室に移す
- 感染の疑いがある利用者が部屋を出る場合はマスクをする
- 感染の疑いがある利用者とその他の利用者の介護等は、可能な限り担当職員を分ける